

議案第76号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中「及び第62条」を「及び第64条」に改め、同項第18号中「法附則第62条」を「法附則第64条」に改める。

附則第30項中「第33項」を「第34項」に改める。

附則中第34項を第35項とし、第33項の次に次の1項を加える。

- 34 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

- 36 法附則第60条第3項に規定する市民の福祉の増進に寄与する放棄として条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は

一部の放棄の全てとする。

附 則

この条例は、令和３年１月１日から施行する。ただし、改正後の附則第30項及び第34項の規定は、令和３年４月１日から施行する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第２号）等の施行に伴い、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の期間延長及び対象の限定、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例を定める規定の追加について、改正する要あるため提案する。